



【重要】保険適用についてのお知らせ

■保険診療をご希望の方へ

国の審議会(中央社会保険医療協議会)で審議された結果、令和4年4月から、不妊治療が一部保険適用されますが多くのルールが定められております。

保険診療をご希望の方は予め治療計画を作成する必要がある為、ご夫婦で受診して下さい。

特にARTをご希望される方は、治療希望周期の前周期には必ずご夫婦で受診が必要となります。ARTの方の予約項目は4月1日以降の『治療相談』でおとり下さい。

※保険適用に該当する方は、制限やルールがございますのでご注意下さい。

※4月以降、診療の混雑が予想される為ご迷惑をおかけ致します。

■コロナウイルス感染対策について

当院ホームページに受診時のお願いについて掲載しておりますので、引き続きご協力をよろしくお願い致します。

令和4年3月22日 俵IVFクリニック

TAWARA IVF CLINIC

